

## 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)

項目	条項	国の示す基準の内容	従・参	本紙の対応
<b>第1章 総則</b>				
(趣旨)	第1条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める	—	
(定義)	第2条	用語の定義	—	
(最低基準の目的等)	第3条1項	最低基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障	—	
	第3条2項	市は、最低基準を常に向上させるよう努力		
(最低基準と家庭的保育事業者等)	第4条1項	家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させる	—	
	第4条2項	最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させない		
	第4条3項	市長は、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告		
(家庭的保育事業者等の一般原則)	第5条第1項	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行う	参酌	国の基準に従う
	第5条第2項	地域社会との交流及び連携を図り、保護者や地域社会に運営の内容を説明する		
	第5条第3項	自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図る		
	第5条第4項	定期的に外部の評価を受けて、結果を公表し、改善を図る		
	第5条第5項	法に定める事業の目的を達成するための設備を設ける		
	第5条第6項	構造設備は、採光、換気等の保健衛生及び危害防止を考慮		
(暴力団の排除)	第6条	暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者であってはならない。	—	市独自の基準を追加
(保育所等との連携)	第7条	連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保  (1) 集団保育を体験する機会の設定、家庭的保育事業者等に対する相談、助言、支援を行う	従う	国の基準に従う

		(2) 代替保育の提供 (3) 家庭的保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、連携施設で受け入れ教育・保育の提供		
(家庭的保育事業者等と非常災害)	第8条第1項	軽便消火器等の消火用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する計画、訓練	参酌	国の基準に従う
	第8条第2項	避難及び消火に対する訓練は、毎月1回行う		
(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)	第9条	職員は、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの	参酌	国の基準に従う
(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)	第10条第1項	職員は、事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上の努力	参酌	国の基準に従う
	第10条第2項	職員の資質の向上のための研修の機会を確保		
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)	第11条	他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、設備及び職員を兼ねることは可。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに保育に直接従事する職員については、この限りでない。	参酌	国の基準に従う
(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)	第12条	乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いの不可	従う	国の基準に従う
(虐待等の禁止)	第13条	職員は、虐待、心身に有害な影響を与える行為の禁止	従う	国の基準に従う
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	第14条	利用乳幼児への懲戒に関する措置を採るときは、身体的苦痛、人格を辱める等の権限の濫用の禁止	従う	国の基準に従う
(衛生管理等)	第15条第1項	設備、食器等又は飲用水の衛生管理、衛生上必要な措置を行う	参酌	国の基準に従う
	第15条第2項	感染症、食中毒が発生、まん延しないように必要な措置を行う		
	第15条第3項	医薬品、医療品を備え、管理を適正に行う		
	第15条第4項	居宅訪問型保育事業者は、職員の清潔の保持、健康管理を行う		
	第15条第5項	居宅訪問型保育事業者は、設備、備品の衛生的な管理に努める		

(食事)	第16条第1項	食事を提供は、事業所内での調理方法（他の社会福祉施設を併設する場合、調理設備・調理室を兼用を含む）を行う	従う	国の基準に従う
	第16条第2項	献立は、変化に富み、必要な栄養量を含有する		
	第16条第3項	食品種類、調理方法は乳幼児の身体の状況や嗜好を考慮		
	第16条第4項	あらかじめ作成された献立に従って調理		
	第16条第5項	食を営む力の育成に努める		
(食事の提供の特例)	第17条第1項	搬入施設で調理し搬入する方法による食事の提供をしても加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える (1) 調理業務受託者との間で、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を確保 (2) 他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について指導が受けられる体制 (3) 調理業務の受託者は、給食の趣旨を認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有すること (4) 乳幼児の年齢、発達の段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等乳幼児の食事の内容、回数及び時機に対応 (6) 乳幼児の発育及び発達の過程に応じて配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供する	従う	国の基準に従う
	第17条第2項	搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1) 連携施設 (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等		
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	第18条第1項	乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断・臨時の健康診断を実施	参酌	国の基準に従う
	第18条第2項	児童相談所等で利用開始前の健康診断が行われた場合、家庭的保育事業者等が行う利用開始時の健康診断の全部又は一部を省略可（児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握）		

	第18条第3項	健康診断をした医師は、その結果を母子健康手帳等に記入し、保育の提供、措置の解除や停止、必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告		
	第18条第4項	職員の健康診断にあたり、食事を調理する者については、綿密な注意を払う		
(家庭的保育事業所等内部の規程)	第19条	家庭的保育事業者の規程 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日時、保育の提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由、負担額 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7) 利用の開始及び終了に関する事項、利用の留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	参酌	国の基準に従う
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)	第20条	職員、財産、収支、乳幼児の処遇状況の帳簿を整備	参酌	国の基準に従う
(秘密保持等)	第21条第1項	職員は業務上知り得た乳幼児、家族の秘密を保持する	従う	国の基準に従う
	第21条第2項	事業者等は職員であった者が、その業務上知り得た乳幼児、家族の秘密を保持するための措置を講ずる		
(苦情への対応)	第22条第1項	乳幼児、保護者等からの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置	参酌	国の基準に従う
	第22条第2項	市町村から指導、助言に従って改善を行う		

第2章 家庭的保育事業

<p>(設備の基準)</p>	<p>第23条</p>	<p>市長が適当と認める家庭的保育事業を行う場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く）</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋</p> <p>(2) 専用の部屋の面積は、9.9㎡（乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積）以上</p> <p>(3) 採光、照明、換気の設備</p> <p>(4) 衛生的な調理設備、便所を設置</p> <p>(5) 乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所も可）</p> <p>(6) 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上</p> <p>(7) 火災報知器、消火器を設置、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施</p>	<p>参酌 （調理設備に係る部分は、従う）</p>	<p>国の基準に従う</p>
<p>(職員)</p>	<p>第24条第1項</p>	<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことも可</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 搬入施設から食事を搬入する場合</p>	<p>従う</p>	<p>国の基準に従う</p>
	<p>第24条第2項</p>	<p>家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士とし、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 保育士の欠格事由や児童虐待を行ったものに該当しない者</p>		
	<p>第24条第3項</p>	<p>家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、2人以下とする。ただし、家庭的保育者が、他の家庭的保育者又は家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	<p>従う</p>	<p>事業の質を向上する内容の基準とする</p>

(保育時間)	第25条	保育時間は、1日につき8時間、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定める	参酌	国の基準に従う
(保育の内容)	第26条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供	従う	国の基準に従う
(保護者との連絡)	第27条	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう努める	参酌	国の基準に従う

### 第3章 小規模保育事業

#### 第1節 小規模保育事業の区分

(小規模保育事業の区分)	第28条	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従う	国の基準に従う
--------------	------	---	----	---------

#### 第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)	第29条	<p>小規模保育事業所A型の設備の基準</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備、便所を設ける</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備、便所を設ける</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること</p>	参酌 (調理設備に係る部分は、従う)	国の基準に従う
---------	------	---	-----------------------	---------

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>	
<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること</p>			



		<p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること</p>		
(職員)	第30条第1項	保育士、嘱託医及び調理員を配置（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことも可）	従う	国の基準に従う
	第30条第2項	<p>保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>		
	第30条第3項	保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことが可		
(準用)	第31条	第25条（保育時間）から第27条（保護者との連絡）までの規定は、小規模保育事業A型について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う
第3節 小規模保育事業B型				
(職員)	第32条第1項	保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を配置。（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことも可）	従う	国の基準に従う
	第32条第2項	<p>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人</p>		

	第32条第3項	(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことが可		
(準用)	第33条	第31条 第25条(保育時間)から第27条(保護者との連絡)、第29条(設備基準)の規定は、小規模保育事業B型について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う
第4節 小規模保育事業C型				
(設備の基準)	第34条	小規模保育事業所C型の設備の基準 (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる場合は、乳児室又ははほふく室、調理設備及び便所を設置 (2) 乳児室又ははほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上 (3) 乳児室又ははほふく室には、保育に必要な用具を備える (4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設置 (5) 保育室又は遊戯室の面積は2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること	参酌 (調理設備に係る部分は、従う)	国の基準に従う
(職員)	第35条第1項	家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことも可)	従う	国の基準に従う
	第35条第2項	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下		
(利用定員)	第36条	利用定員は6人以上10人以下	従う	国の基準に従う
(準用)	第37条	第25条(保育時間)から第27条(保護者との連絡)までの規定は、小規模保育事業C型について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)	第38条	居宅訪問型保育事業者が、提供する保育 (1) 障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児に対する保育 (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	従う	国の基準に従う
(設備及び備品)	第39条	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参酌	国の基準に従う
(職員)	第40条	家庭的保育者が保育することができる乳幼児の数は、1人	従う	国の基準に従う
(居宅訪問型保育連携施設)	第41条	障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を確保	従う	国の基準に従う
(準用)	第42条	第25条（保育時間）から第27条（保護者との連絡）までの規定は、居宅訪問型保育事業について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)	第43条	事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳幼児の定員枠を設ける		参酌	国の基準に従う
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数		
		1人以上5人以下 6人以上7人以下 8人以上10人以下 11人以上15人以下 16人以上20人以下 21人以上25人以下 26人以上30人以下	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人		

		3 1人以上4 0人以下 4 1人以上5 0人以下 5 1人以上6 0人以下 6 1人以上7 0人以下 7 1人以上	1 0人 1 2人 1 5人 2 0人 2 0人		
(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)	第 44 条	保育所型事業所内保育事業（利用定員が2 0人以上）を行う事業所の設備の基準  (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる場合は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）及び便所を設置 (2) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき1. 6 5 m <sup>2</sup> 以上 (3) ほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3. 3 m <sup>2</sup> 以上 (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (5) 満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所を設けること (6) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1. 9 8 m <sup>2</sup> 以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3. 3 m <sup>2</sup> 以上であること (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること		参酌 （調理室に係る部分は、従う）	国の基準に従う
	階	区分	施設又は設備		
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		

			避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ul>			
			3階	常用			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ul>
				避難用			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ul>
			4階以上の階	常用			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>
				避難用			<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする）</p>

		<p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
		<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること</p> <p>エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること</p>		
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>第45条第1項</p>	<p>保育士、嘱託医及び調理員を配置（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことが可）</p>	<p>従う</p>	<p>国の基準に従う</p>

	第45条第2項	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上。 (2人を下回ることは不可) (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人		
	第45条第3項	保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことが可		
(連携施設に関する特例)	第46条	連携施設の確保については、集団保育を体験させる機会、代替保育の提供のための連携施設を除く	従う	国の基準に従う
(準用)	第47条	第47条 第25条(保育時間)から第27条(保護者との連絡)までの規定は、保育所型事業所内保育事業について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	第48条第1項	第48条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下)を行う事業所は、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を配置(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことが可)	従う	国の基準に従う
	第48条第2項	保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人		
	第48条第3項	保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことが可		
(準用)	第49条	第25条(保育時間)から第27条(保護者との連絡)、第29条(設備基準)の規定は、小規模型事業所内保育事業について読み替えて準用	準用先の類型に準ずる	国の基準に従う

(施行期日)	第1条	この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する	—	
(食事の提供の経過措置)	第2条	施行前に保育を行う施設、事業が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を受けた場合の5年間の経過措置 第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない	従う	国の基準に従う
(連携施設に関する経過措置)	第3条	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる	従う	国の基準に従う
(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)	第4条	第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす	従う	国の基準に従う
(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)	第5条	第5条 小規模保育事業C型は、施行後5年間、利用定員を6人以上15人以下とする	従う	国の基準に従う